

「第3次福岡市消費者教育推進計画(案)」に対する意見表明

～「安全で安心できる消費生活の実現」に向けて～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部委員会(委員長:大塚 竜二 東京海上日動火災保険株式会社 専務執行役員)では、2025年1月6日付で公表された「第3次福岡市消費者教育推進計画」の意見募集に対し、2月5日付で意見表明を行いました。

当該計画は、消費者教育推進法に基づき、国の基本方針(消費者教育の推進に関する基本的な方針)および「福岡県消費者教育推進計画」を踏まえ、福岡市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるものです。

九州支部委員会では、消費者を取り巻く現状の変化に対応するための課題認識や、消費者教育を推進するための様々な施策に対して、次のとおり意見を表明しています。

《主な意見内容》

P8～9

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

2 社会情勢の変化

(3) 自然災害等の緊急時における消費者行動

消費者教育推進法に規定されているように、「災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深める」ように消費者教育を行うことは重要と考えます。

しかしながら、昨年(2024年)の能登半島地震を見ても、被災者の藁にもすがりたい切迫した心理に付け込み、災害に便乗して悪徳業者が暗躍している実態をみるに、ご指摘の「緊急時に、消費者による従業員等への行き過ぎた言動が見られたことも踏まえると、消費者は適切な意見の伝え方を身に付けるとともに、事業者は消費者の声を受け止め、両者が適切なコミュニケーションをとることで信頼関係が失われることを防ぐ観点が必要となっています。」のような事案もあるとは存じますが、現状課題の認識として十分ではないのではないかと考えます。

P23

第3章 消費者教育推進の基本的な方向

2 ライフステージに応じた体系的・継続的な実施

計画でも指摘されているように、「国の基本方針において、消費者教育は、幼児期から高齢期までのライフステージごとに、各段階の消費者の状況に応じて体系的かつ継続的に行わなければならない」とされており、市においては、ライフステージに合わせた「イメージマップ」を作成し、消費者が体系的に消費者教育を受ける機会の充実を図ることにつき賛同します。

P24

第3章 消費者教育推進の基本的な方向

3 消費者の多様な特性に応じたアプローチ

P18～19の「学校において消費者教育に取り組む際の課題」を見ると「他に優先課題があり、時間が取れない」ことがボトルネックになっていることから、短時間に効果的に消費者教育を行う必要があると考えます。そのなかで、「成年年齢の引き下げを踏まえ、児童生徒に対しては、学校において、学習指導要領に基づいた知識や技能を身に付ける実践的な消費者教育のために学習の工夫等を進める」との考えに賛同します。

P29

第5章 計画の基本施策

基本施策Ⅰ 様々な場における消費者教育の推進

1 学校等における児童生徒及び若年者に対する消費者教育の推進

(2) 小学校等における消費者教育の推進

P37

第5章 計画の基本施策

基本施策Ⅲ 消費者教育の担い手の育成と連携

1 教職員の指導力の向上

(1) 小学校等における教員の指導力の向上

P4 第2章 消費者を取り巻く現状と課題(3) 成年年齢の引下げに「新たに成年となった18歳・19歳の消費生活相談は増加するとみられ、成年となったばかりの社会経験が少ない若者が狙われる悪質商法の被害が拡大するおそれがあります。」との課題認識がされていますが、学校教育に当たっては第2次計画と同様に「小学生等」の括りに高等学校が含まれております。

小学生や中学生においては、保護者の同意のない契約については未成年者取消が可能であるものの、高等学校卒業までには、全員の方が成人になっていることから、特に高等学校において「学習指導要領に基づいた知識や技能を身に着ける実践的な消費者教育のために学習の工夫等を進める」ための「具体的な取り組み」が重要ではないかと思慮します。

P33

第5章 計画の基本施策

基本施策Ⅰ 様々な場における消費者教育の推進

2 地域等における高齢者等に対する消費者教育の推進

(3) 家庭における消費者教育の推進

「市においては、家庭における消費者教育を支援するための情報提供や親子で学べる学習の機会を提供します。」に賛同します。特に、「保護者向け子どもの事故に関する出前講座の実施」や「夏休み親子講座の実施」などより拡充されることを望みます。

P43

第5章 計画の基本施策

基本施策Ⅳ 消費者市民社会の形成に参画する消費者の育成

2 他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進

令和5年に閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の「他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携推進」において、金融経済教育は第一番目に記載されるとともに、「金融リテラシーは、自立した消費生活を営む上で、必要不可欠であり、消費者教育の重要な要素であることから、金融経済教育の内容を消費者教育の内容に盛り込むとともに、金融経済教育と連携した消費者教育を推進することが重要である。」と記載されおり、当市のような先進的な消費者が多い地区においては、より積極的に金融経済教育を消費者教育に盛り込まれるべきと考えておりますが、「主な取り組み」に具体的な記載がないことは残念に思います。

第5章 計画の基本施策 全般

P8~9 第2章消費者を取り巻く現状と課題 2. 社会情勢の変化(3) 自然災害等の緊急時における消費者行動につき、非常に重要な視点の問題提起があったものと考えているが、「第5章 計画の基本施策」に消費者が通常ではない精神状態におかれた際の消費者行動や事業者対応に関する基本施策がないことは非常に残念に思います。